

第 33 期東京都青少年健全育成審議会
第 1 回拡大専門部会

令和 5 年 7 月 21 日（金）

都庁第一本庁舎 北棟 42 階
特別会議室 B

午後 3 時 30 分開会

○治安対策担当部長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から第 33 期東京都青少年問題協議会拡大専門部会を開催いたします。私は、本協議会の事務局を担当しております生活文化スポーツ局治安対策担当部長の米今でございます。よろしくお願いいたします。

皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、本拡大専門部会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本協議会は、原則公開となっております。議事録につきましても同様の取り扱いとなります。また、一部、委員が遅れて参加とのご連絡いただいておりますのであらかじめご承知おきください。

まず、本日の配布資料のご確認をお願いいたします。次第の次に、資料の 1 としまして「答申（案）概要」、資料 2 といたしまして「答申（案）」を配布いたしております。

また、資料番号は付しておりませんが、参考資料といたしまして諮問書、協議会審議経過、委員・幹事名簿及びこれまでの講演資料をお配りしております。これらの資料につきまして不足がございましたら挙手にてお知らせください。 よろしいでしょうか。

それでは、この後の進行につきましては、部会長でございます土井委員にお願いしたいと存じます。土井副会長、よろしくお願いいたします。

○土井副会長 こんにちは。では、早速ですが、会議を進行していきたいと存じます。

これまで有識者委員からなります専門部会におきましては、諮問事項であります「犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援」につきまして、5 回にわたり部外の有識者等の招致などもいたしまして審議を重ねてまいりました。本日は、それを踏まえまして拡大専門部会ということで、お忙しい中皆さま方にお集まりいただきましたところでございます。

これまでの 5 回の有識者委員による専門部会の審議結果を取りまとめまして答申の案を作成いたしておりますので、まずは、本日、有識者委員以外の委員の皆さまに、その内容につきまして、ご報告を申し上げ、ご意見を頂戴したいと思っております。

では、意見交換の前に、専門部会におけるこれまでの審議経過及び答申（案）の内容につきまして、事務局からご報告をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○都民安全課長 事務局でございます。それでは、お手元の資料に即しましてご説明をさせていただきます。

まず、審議経過でございますけれども、お手元の参考資料の 2 ページをおめくりいただければ

ばと思います。こちらをご覧になりながらお聞きいただければ幸いです。

令和5年1月23日に開催された東京都青少年問題協議会の第1回総会におきまして、小池知事から「犯罪被害等のリスクを抱える青少年の支援」について諮問いただきました。また、小西委員からそのテーマに即したご講演をいただくなどしたところでございます。

同日、有識者委員で構成されました第1回専門部会を開催いたしまして、各委員に自己紹介をいただくとともに、今回のテーマについて意見表明等をしていただきました。また、事務局から、把握をしている現在の「トー横」の状況等について説明したところでございます。

令和5年2月27日の第2回の専門部会におきましては、公益社団法人日本駆け込み寺の玄秀盛様からトー横の現状等について講演をいただきました。また、犯罪被害等のリスクを抱える青少年の実態等について、事務局が児童相談センター、警視庁、新宿区の3機関にヒアリングを行った結果を発表させていただきました。その後、被害等のリスクを抱える青少年のうち、現に集まっている青少年について、どのような対策を講じるべきかという観点から意見交換を行っていただいたところでございます。

4月7日の第3回専門部会におきましては、犯罪被害等のリスクを抱える青少年のうち、SNSを介してこれからトー横に来る可能性がある者への対策について検討していただいたところでございます。まず、前回第32回青少年問題協議会の答申を受けて開始いたしましたターゲット広告を活用した啓発施策について事務局から発表させていただき、その後、民間事業者の取組といたしまして、金子委員からSNSを活用した啓発施策に関する発表をいただきました。その後、SNSを活用した青少年への対策について意見交換をしていただいたところでございます。

5月11日の第4回専門部会におきましては、第3回で議論をいたしました青少年に対するSNSを用いた啓発施策について、更なる意見交換を行うとともに、加害者となり得る悪意のある大人に関する対策についてご議論いただきました。また、被害場所等となり得る空間への対策につきまして、警視庁生活安全部少年育成課の中田様から、繁華街における青少年の滞留の実態に関してご発表いただき、これらの対策に関する意見交換をしていただいたところでございます。

第5回の専門部会におきましては、これまでの第1回から第4回までの専門部会での議論を踏まえまして、文案の調整を重ね、答申素案に関する取りまとめを行っていただいたところではございます。その素案に関しての意見交換をしていただきました。

そして、第5回の専門部会における意見等も踏まえまして、このたび、お手元にある答申(案)をまとめていただいたところでございます。以上が審議経過のご報告でございます。

続きまして、答申の内容に関しましても説明をさせていただきます。お手元にあります答申案の概要をご覧いただきながら聞いていただければ幸いです。

まず、1ページ目でございますが、全体の構成といたしまして、「はじめに」から始まりまして、第1の「現状」第2の「現在取られている主な対策」、第3の「犯罪被害等のリスクを抱える青少年の支援に向けた課題と解決の方向性」、そして、第4の「都として喫緊に採るべき更なる対策」という構成で、最後に「おわりに」という結びで締めくくられております。

まず、「はじめに」でございますけれども、皆さまご承知のとおり、近年、悩みを抱えた青少年がSNS等を通じてトー横に集まり犯罪被害に遭うなどしている状況でございます。今も対策を講じているものの更なる対策が必要な状況でございます。この「トー横」には、新宿区以外の青少年も来訪しておりまして、広域行政体である都といたしましては、彼らに向き合う必要性があると認識しております。また、都内の「トー横」以外の地域で同じような環境が構築された場合には、今回の検討が有効である可能性が高い状況でございます。

なお、今回の検討に際しまして、「トー横」で現に生じている青少年の各種被害等の解消は喫緊の課題でございます。彼らの来訪の背景にある家庭や学校等における問題の最終的な解消に向け、関係機関との連携を念頭に置きつつ、今申し上げた各種被害等の抑止、軽減に極力焦点を絞って検討を実施していただいたものと承知しております。

続いて、第1の「現状」に移りますが、1のところでございます。青少年の「トー横」への集結状況というところでございますけれども、警視庁等の関係機関によれば、「トー横」には数年前から青少年が集結しているという状況で、中には小学生が確認されておりますが、多くは中学生、高校生であるとのこと、そして、女性が多いという状況でございます。こういった少年の周りに悪意のある大人が集まりまして、加害を加えている状況がございますし、第1の1の一番下の丸でございますけれども、青少年の一部に関しましては、ホテルやネットカフェ等に1人又は複数名で泊まるなどして犯罪に巻き込まれていたり、あるいは、こうしたホテル等を拠点としてトー横に長期滞在したりしている状況が確認されております。

2の「来訪の背景」でございますけれども、先ほど申し上げた警視庁等に対するアンケート調査、あるいは、公益社団法人日本駆け込み寺等に対するヒアリングを介しまして、いろいろな状況が分かったところでございます。

すなわち、来訪の背景には様々ございまして、家庭や学校における悩みですとか、刺激、非日常感、興味本位、友人等の付き合い等、様々な理由があることが判明しております。また、特定のものが背景に1つあるわけではなく、多様な理由が存在しておりますし、複合的に絡み合っている状況も見られるというところでございます。

また、そういう青少年が「トー横」に何かしら居場所を求めて来ているような状況が少なからずあることが推測できます。

続きまして、2ページ目でございます。「青少年の来訪のきっかけ」、3でございますけれども、我々の部で行っている調査からしても、青少年にSNS等の利用が広がっている状況は見られますし、関係機関によれば、「トー横」に訪れる青少年の多くに関しても、SNSで「トー横」を検索して来訪している状況があるという状況でございます。

第2の「現在採られている主な対策」でございますが、やや割愛しながら記載しておりますけれども、今も、例えば当部においてもターゲティング広告を活用した啓発ですとか、あるいはリーフレットを用いた啓発は行っておりますし、福祉局においては、若年被害女性等支援事業や児相の一時保護、あるいは、警視庁では補導ですとか取締り、そういった各種対策を行っている状況でございます。

第1、第2を踏まえまして、第3の「課題と解決の方向性」の1番でございます。まず、青少年の関係ですが、やはり「トー横」に集まる青少年については、犯罪被害等に関する危険性を認識していない状態で悪意のある大人に囲まれているということで、非常に犯罪被害等のリスクが高い状況であると思えます。

そういった者に関しまして、警察の補導活動というのは引き続き行うところではあるんですけれども、本人のリテラシー向上ですとか、悩みの解消に向けて関係団体等と連携した相談対応ですとか、青少年本人に届く啓発等の対策を講じることが必要、また、実態把握が必要ではないかというご意見をいただいているところでございます。

また、今後、SNS等をきっかけに、「トー横」に来訪する青少年も少なからず予想されますことから、SNSに係る啓発も重要であるということですので、あるいは、青少年の保護者に関しても対策をすべきという大きな方向性に関してまとめていただいたところでございます。

3ページ目でございます。加害者となり得る悪意ある大人が集まっているというところでございますけれども、「トー横」に集まる青少年の周辺には、確信的に青少年に加害行為を行おうとする者、あるいは、そこまでではないんだけども機会があれば青少年の弱みに乗じよう

とするものが二分されていると記載がありまして、前者に関しては、やはり警告ですとか取締り、後者は啓発等が必要なのではないかという方向性を示していただいております。3の「被害場所等となり得る空間」のところですが、先ほど来申し上げておりますとおり、「ト一横」周辺に存在する、全てではないですが、一部のホテル、ネットカフェについて、比較的利用ハードルが低く、その個室空間が青少年に利用されている状況があると。そういった実態を把握するとともに啓発等を進めていく必要があるのではないかという、そうした全体の方向性をいただいたところでございます。

そうした第3の大きな方向性を踏まえまして、第4では、都として、具体的にどのような対策を取るべきなのかという点についてご提言をいただいております。まず、青少年の対策について大きく5本ございます。1つ目は実態把握でございます。これは、この後、説明をいたします(2)の相談窓口等を活用したものですとか、あるいは、SNS上のオープン情報を分析するような形が考えられるのではないかというご提言をいただいております。

また、今申し上げました(2)の相談窓口等の話でございますが、青少年と関わるような関係団体等と連携をして、青少年に対して必要な情報を伝える、あるいは、彼らの悩みに応じて適切な関係機関につなげることができるような、従来の支援活動に捉われない、何かしらの相談窓口等の体制を構築すべきではないかというご提言をいただいたところでございます。

また、ここで得られた情報は、関係機関にも個人情報に留意しながら共有してはどうか、あるいは将来的な話にはなりますけれども、例えばメタバース等を活用してネット空間でそのような相談窓口等が構築できないかといったところを記載していただいているものと承知しております。

また、(3)では、関係機関相互の緊密な連携の話が、(4)では、先ほど第2で申し上げた都が行っているターゲティング啓発に関して青少年の意見等を踏まえて改良すべきではないか、あるいは、それ以外の一般的な啓発も充実強化すべきではないかという提言をいただいております。

(5)では、青少年の保護者への支援ということが記載されております。

最後のページでございます。

2の悪意ある大人と、3の被害場所となる空間への対策の話でございますが、悪意ある大人への対策に関しては2つの提言がございまして、1つ目は、先ほど青少年のところでは申し上げたターゲティング広告を用いた啓発に関して強化をしたり、あるいは、SNSに関しても関係機

関の声を聞いてしっかり充実強化したりすべきではないかという提言をいただきました。

その他、「ト一横」周辺の、例えばデジタルサイネージ等を利用して、悪意の類そういう大人に対して視覚、聴覚に働き掛けるような形での何かしらの警告ですとか、啓発の施策はできないというご提言をいただいております。

3でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、まだまだ実態把握ができていないという状況もございますので、関係機関やホテル業界等と連携をして、さらに実態の解明を進めていくということができないか、あるいは、ホテル、ネットカフェに関して、そういった実態解明と並行して、パンフレットとかチラシを作って関係機関と連携し配布ができないか、そうした提言をいただいております。

そして、将来的なことということで記載をいただいておりますが、そういう啓発等を行ったとしても問題が発生し続ける場合には、何かしらの規制ができないか、というような提言をいただいております。

最後に、「おわりに」でございますが、やはり今回の「ト一横」における対策は待ったなしの状況でございますので、実態解明と並行しつつ、緊急に実施すべき対策について提案をいただいているところのものでございます。

実態解明を進めていった先に、より効果的な更なる対策についても検討がなされるように期待すると記載していただいております。

また、最初の「はじめに」でも記載があったとおり、まさに緊急の課題に対する提言でございますので、ある種、対症療法に過ぎない側面があるというところでもございまして、問題の改善に向けて、「ト一横」に来訪する青少年の背後にある事象に目を向けてしっかり対策を進めていくべきというところ、あるいは、都外から来ている青少年もおりますので、そういった連携の姿勢も大切ではないか、そうした点を「おわり」に記載をいただいているものと承知をしております。

事務局からの説明について、甚だ雑駁（ざっぱく）ではございますが、以上でございます。

○土井副会長 はい、どうもありがとうございます。この答申（案）につきましては、有識者委員がこれまで5回の審議を踏まえて取りまとめたところになります。ですので、有識者の委員の意見はほぼ網羅をしていると思いますので、今日は、都議会議員の委員の皆さま方を中心にご意見をいただければと思います。

今のご説明いただきました答申（案）につきまして、ご意見等ありましたらご発言をよろし

くお願いいたします。

では、成清委員、よろしくお願いいたします。

○成清委員 取りまとめをいただきまして誠にありがとうございました。都民ファーストの会東京都議団の成清梨沙子と申します。

まず、都外からの青少年も多く来る「トー横」について、都の問題と捉え、積極的に対策を考えていただいたことについて敬意を表します。

そして、子どもに関する問題は、彼らの目線に立って考えることが重要であり、子どもに寄り添った検討を行う必要があると第1回総会で申し上げましたが、その後、多くの関係者から聞き取りを行い、真摯な議論を経て、青少年を「トー横」から排除するのではなく、一人一人に寄り添って解決を目指すという考え方を中心として、この答申を取りまとめたことにも感謝を申し上げます。

青少年の相談環境の整備に関しても提言がなされておりますが、従来の支援活動にとらわれないこの取組は重要であると考えます。「トー横」に集まる青少年の悩みを関係機関とも連携して一つでも解消し、彼らがこの「トー横」に悩みを抱えてやむなく来るといった状況が少しでも減れば、最終的に被害等の減少にもつながることと思います。

一方で、今回、時間の制約等もあり、「トー横」に集う青少年のその背景や構造的問題については、深く議論がなされなかったということは承知をしておりますが、私も第1回総会で指摘させていただいたのは、その大きな要因の一つである歌舞伎町には200件、人口では6,000人いると言われているホストにまつわる問題であります。

ホストに多額の借金をし、その返済のために売春を強いられるなどしている女性も多く、さらには、風俗店やAVへの出演を強要されることもあり、その斡旋（あっせん）をして利益を得ているのもまたホストである場合が多いということです。未成年であればクレジットカード等を作ることはできないわけですが、そうした女子中学生や女子高校生相手に、ホストクラブやメンズコンセプトカフェに「掛け」を行い、彼女たちに何百万円の借金を合法的にさせているという状況も問題だと考えます。

こうしたホストや、その周辺環境が一塊の悪循環となった売春ビジネスの構造が明るみになってきているにもかかわらず、行政としてはまだほとんど手が打てていない状況にあります。今年2月の専門部会で講師を務めていただき、若年女性等支援事業においても新たに補助事業受託者となった日本駆け込み寺においては、この問題に取り組むため、今月、青少年を守る父

母の連絡協議会を立ち上げました。「ト一横」については、メディアの露出も増える一方で、状況はむしろ悪化してきており、早急に抜本的な対策に着手すべき時期です。

答申が取りまとまった後には、都には、この答申に即し、着実に施策を進めていただき、これまで以上に民間団体や警察と連携し、対策を強化することをお願いさせていただきます。

ありがとうございました。

○土井副会長 はい、どうもありがとうございます。では、他の委員の方、いかがでしょうか。では、大松委員、よろしく願いいたします。

○大松委員 第33期青少年問題協議会の開催に当たりまして、私からも意見表明をさせていただきたいと思います。

有識者委員会の皆さま方におかれましては、短期間でこのように大変充実した答申（案）を取りまとめていただきまして、深く感謝を申し上げます。

私は、第1回総会の際に、効果の高い、有益な啓発方法の検討が重要であると、このように発言をさせていただきました。この点につきまして、答申（案）では、未来ある前途有為な青少年の被害等の防止に向けまして、この被害の対象になっております青少年、また、悪意のある加害側の大人、また、そして、被害の被害場所となっているホテルやネットカフェ等の空間と、それぞれの視点に注目をされまして、さまざまな工夫を凝らした啓発活動の提案をいただいておりますが、この点につきまして高く評価をいたしたいと考えております。

特に、空間場所の視点につきましては、ホテル等に青少年が宿泊をして、そこで犯罪被害等に遭っている、この点に注目をいたしまして、行政が単独で実態を解明するのではなく、業界も含めた関係機関、関係団体と連携して、実態把握をして、それに基づいた効果的な啓発を提言されている点につきましては、とても重要であると考えます。

青少年の違法な形態での宿泊実態につきましては、なかなか把握が難しい、困難な課題であると思います。もちろん、ホテル側等には悪意があるわけではないと思いますので、都が答申を受けて施策を遂行する際には、そうした点も踏まえまして、ホテル等の業界ともよく連携をしながら啓発等の対策を進めていただきたいと思います。

また、インターネットやSNSが普及している今の時代におきまして、答申（案）にもあり、青少年に対しましても、また、大人に対しましても、SNSを用いた啓発は重要であると考えております。

都としては、答申（案）にも記載されている様々な工夫を施策として結実をして、しっかり

と啓発を進めていただきたいと思います。

なお、青少協でも議論がなされたようでありますけれども、この夏に「ト一横」で青少年等を対象とした啓発イベントを行うとも聞いております。ぜひ青少協における議論も参考といたしまして、青少年にとって有意義な啓発イベントを行っていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○土井副会長 はい、どうもありがとうございます。では、米倉委員、お願いいたします。

○米倉委員 共産党の都議会議員の米倉春奈です。本当に専門部会の皆さんには、短期間でご議論して、この答申（案）を取りまとめてくださったことに感謝申し上げます。

今回の答申（案）は、先ほど御報告にもありましたが、緊急の対応として東京都への取組を求めているものであるというお話がありました。それを踏まえてなのですが、4点、答申（案）に加えていただけないかと思っていることがありますので発言させていただきます。

一つは、東京都として、喫緊に取るべき更なる対策として、一步踏み込んだ実態把握を求めていることに関わってです。これは本当に必要なことだと考えています。子どもたちの声を聞いていくということは必要なことですが、その際に、様々な被害に遭っている子どもが、同時に大人によって巧みに加害者にもさせられている場合もあって、そういう場合は、なおさら、大人に話しにくいという状況があると思います。

この子どもの困難をどう把握していくのかという、そこを踏まえての取組を東京都に対して求めていきたいと思っています。

二点目なのですが、青少年が気軽に來ることができる相談窓口等の構築についてです。子どもに困っていることを話してもらえる環境を作るときに、相談がある人しか來られないというような場所ですと、なかなか相談することが難しいかなと思っています。気軽に來られて、心理的安全性が確保された居場所機能があるといいかなと思います。そこまで示していただけると、とても東京都との関係でいいかなと思っています。

三点目ですが、歌舞伎町は先ほど成清委員の発言でもありましたが、やはりすさまじい性的搾取の実態があって、その把握が必要ではないかと思っています。その対応抜きに子どもの安全を守ることは難しいだろうと思います。高校生がメンズコンカフェというところで、最初は1,000円だよと言って声掛けられるわけですが、その後、月末まで払わなくていいよと、売掛金の下で何度も通わされて、結果的に多額の借金を背負わされて売春に行くことを強要されるという実態もあると聞いています。こうした性的搾取の実態把握を都の取組として行うよう求

めたいということが要望です。

最後ですが、補導は、やはり家に居場所がない子どもとの関係では、根本的な解決にはならないと思っています。この答申（案）の「現状」のところ、公的な機関や上から目線の大人に対して拒絶感があることを指摘しているということはとても大切だと思います。同時にそれは、東京都は何もしなくていいということにはならないと思っています。現状は、福祉の分野というのは、民間団体の皆さんの必死な努力に大きく依存している状況だと思います。本来は、東京都として、実態にかみ合った取組と、民間の皆さんの豊かな活動が連携するというふうになっていくことが必要だと思います。東京都の取組として、改めるべき点は何なのか、また、何をやっていく必要があるのかという検討を都に対して求める必要があるのではないかと考えています。以上です。

○土井副会長 はい、ありがとうございます。では、風間委員、よろしく願いいたします。

○風間委員 都議会立憲民主党の風間ゆたかです。今回は、この短期間で答申（案）をまとめていただいたことに感謝申し上げます。

私自身も支援団体の方の案内で、実際にトー横の広場で集まっている子どもたちと会ってきました。実際に、その子どもたちがどういう状況なのかということも話を聞きましたし、その現場には、悪意ある大人が声を掛けている様子なんかも実際に目の当たりにしたところであり、そこにもう少し公的な介入が必要だなということは実感をしてきたところでもあります。

また、今回の答申（案）にもありますように、間接的にこれをサポートしてしまっている宿泊施設等の対策というのは、すぐにでもやらなければならない、やれることなのではないかというふうに感じました。

例えば、新宿歌舞伎町周辺にもたくさん宿泊施設、また、インターネットカフェがあるわけですが、その中には、多数で1部屋に泊まるようなことができない対策をしている宿泊施設というのが大半であります。ただ一方で、そこが全くなされていない、東京都や関係機関からの再三の要請にも関わらず、その対応がなされず、多数で宿泊をできるようなところというのは子どもたちの間でも情報が共有されており、実際、その現場も見に行ってきましたが、もうひっきりなしに子どもたちがそこに入出入りをしている、誰も監視の目がないというような状況が実際にあったわけです。

こうしたところに対し、早急に対策を打っていく必要がある。これはまさに答申にもありますように、東京都、また、警視庁等で連携して是非やっていただきたいことだと思いました。

また、子どもたちから話を聞いたり、支援団体の方から話を聞いたりしていると、今回触れられておりませんが、子どもの発達状況の問題というのがあります。子どものそれぞれの発達段階で、保護者もかなり苦勞をしてきている、そして、保護者としても歌舞伎町に行ってしまう子どもにどうアプローチしたらいいか分からない、こういったことへの相談も寄せられているということを耳にしています。ですので、この保護者への支援の在り方ということも提言にはあるんですけども、もう一步踏み込んだ形でこういった保護者の相談窓口等も設けていく必要があるのではないかと思います。

また、歌舞伎町に集う子どもたちが何に困っているのか、そしてどうしてそこに来ているのかということももう少し踏み込んで聞いてみると、それぞれに理由があるわけであり、その後の保護の在り方等も、東京都の児童相談所自体、手いっぱいなところはありますけれども、この相談支援体制というところも併せて連携強化をしていく必要があるなど感じた次第であります。

この答申の方向性に関しては賛同するものでありますので、ぜひ東京都としても進めていただきたいと思いますが、実態は常に変わってきているという状況ですから、引き続き現場に足を運んでいただいて実態を調査する。そして、その現場の安全を守るという意味では、その子どもたちが集まっているところに対して、新宿区の用意している警備の方は常に遠くから見ている状況でしたけれども、警察官はその現場にはいない時間がやっぱり圧倒的に多いわけですね。少し離れた場所に交番はあるわけですが、その悪意ある大人と子どもが接している現場近くに警察官がいれば、もう少し安全確保ができるのではないかと感じたところでもありますので、警視庁との連携というのはより一層強化をしていくということが大切です。そして、東京都の保有している支援施設等も近くにありますが、相談できる場所が身近にあるということも含めて、今後、東京都としてより一層できることを検討し、進めていっていただきたいと、私からの意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○土井副会長 はい、どうもありがとうございます。貴重な意見を賜りまして誠にありがとうございます。

今、いただきました意見や、この後の意見を踏まえまして有識者委員の間でまた少し文言等について修正等を加えることもあるかもしれません。その前に、一応、これまでまとめたことに今御指摘の内容もかなり含まれておりますので、まず、私のほうから今承った意見に対して、コメントを申し上げさせていただきます、そこに不足があると思いますので、有識者委員の皆さま

方から補足のご意見をいただければと思います。

今、4人の都議の先生方からご意見賜りました。いろいろご意見を賜ったのですが、まず、最も共通している一つの論点は実態把握という問題であろうかと思えます。実態把握については、私たち有識者委員も強く認識をし、必要性を感じているところでありました。ですので、これはいわゆるアンケート調査のような、通り一遍のやり方ではなかなか実態は分からないので、子どもたちと、ある種仲良くなっていくなかなか本音とか聞き出せない部分もあります。よって、例えば、先ほど御指摘がありました、夏に都でもイベントを企画していただいていますし、加えてこれまでもいろんな民間の支援団体の皆さまが子どもたちの相談窓口等を担ってくださっております。

それを引き続き担っていただく中で、そういう相談業務とか、あるいはイベント等を通して、さらに子どもたちに本音を聞くという形で、もう少し実態把握をしていただきたいと考えており、それは現在の案のところにも盛り込んだつもりであります。何か文言として足りないところがあれば、またそこを補いたいと思えますが、実態把握の必要性におきましては、私たちも強く認識をしているところであります。

それから、今、承った意見で広く共通をしていたもう一つ大きい論点は、大人への対策というところであろうかと思えます。特に、御意見を承ったのは、歌舞伎町の性産業等の問題等が大きいというものです。これは、第4の2の大人への対策というところで大きく2つに分けているわけですが、ここは言ってみれば啓発事業をやっているもので、なかなかそこは確かにまだ踏み越えてはいないという問題があります。今回の答申（案）は、早急にできることをということでもとめさせていただいておりますので、例えば成清委員から御指摘がありましたホストの問題であるとか、そういう性産業の問題についても私たちもこれは大きい問題とは認識をしておりますが、そこまではここでは具体的には踏み込めていないのが事実です。なので、そこは今後、答申（案）に盛り込めるどうか、また少し有識者委員のほうで議論をさせていただければと思っております。

あとホテルの問題ですね。宿泊施設の問題については、第4の3のところではそれなりに盛り込んだつもりであります。一応、現行法を前提に、現行法の中でできるところまでは盛り込んだつもりではあります。委員の皆様がおっしゃるように、なかなかそれでは不十分なところもありますので、それを今後どうしていくかということは、今後、例えば条例等の再検討ということも書いておりますけども、そういうところで対応をしていく、そういうことも今後は出て

くるのかなと思っております。

それから、具体的に修正意見というか、追加の意見として米倉委員からありました実態把握の話はもう申し上げました。それから、性産業の話も申し上げました。もう一つ、居場所の問題ですね。おっしゃるように、今回の答申（案）にも盛り込みましたが、みんながみんなそうとは言いませんが、子どもたちの多くは、この場所に居場所を求めて来ているわけです。ですので、私たちも、そこは有識者委員も強く認識をしております、居場所は大切だろうということは認識をしております。

それが答申（案）の中に、どのように入っているかと申し上げますと、私たちのところでそれを念頭に置いて加えたのは、「相談窓口等」の「等」のところに居場所の問題も加えていたつもりではあります。具体的には、これまでいろんな民間団体さんも、先ほど御指摘がありました駆け込み寺さんもそうですけども、そういったいろんな民間団体さんがいろいろ居場所を既に提供してくださっている。そこで、都自体が居場所をつくるというよりは、そういった、もう既にあるものを有効に活用する、そういう連携をさせていくというところがまずは都としては早急にやっていただきたいというところであります。よって、まずは、そこを一応、有識者委員では書き込んだつもりではあります。なので、もしも足りなければ、「等」のところに「相談窓口や居場所等」とかね、もう少し明言をすることはあるのかなと伺っていて思いました。

それから、最後に四点目に御指摘があった問題も、これもとても大きくて、これは根本的な問題なんですよ。これは福祉の問題が大きく関わっていると思います。なので、私たちも認識をしているのですが、これはなかなか早急に対策を取るとかはできないので、今回は文言としても入れてありますが、あくまでも「対症療法」に過ぎないということは認識をしております。なので、もちろん、根っこにある問題を考えていくためには、やっぱり福祉の問題との連携は必要になるのですが、今回はそこまで踏み込めてはいないという私たちの認識がありましたので、「対症療法」に過ぎないという文言を入れてあります。でももう一言何か欲しいということなのだと思いますので、そこはまた少し検討をさせていただければというふうに思っております。

私のほうで今ざっと取りまとめさせていただきましたが、何か今、都議の先生方からおっしゃられたことの内容で、いや、これは落ちているということがあれば、さらに御指摘いただいて、それから専門有識者委員の方から少しコメントいただければと思いますが、何か、今の私のまとめ方で落ちているものはありましたでしょうか。

○米倉委員　じゃ、すいません。

○土井副会長　はい、では、米倉委員、お願いいたします。

○米倉委員　御説明ありがとうございます。どういってお考えなのかよく分かって、本当にお聞きできて良かったなと思います。ちょっと確認させていただきたいのが、私の認識がもしかしたら追いつかなかったのかもしれないのですが、性産業のところに関わって、私は是非子どもの実態とともに、子どもを取り巻く性的な搾取等がどうなっているかも把握を求めたほうがいいのではないかなと思っております。そこにつきまして、もしお答えされていたら申し訳ないんですがお願いします。

○土井副会長　はい、ありがとうございます。落ちていました。すいません。

実態把握のところは、子どもたちの実態把握を念頭に置いております。ホテル業界等は念頭に置いておりましたが、性産業についての実態把握については念頭に置いておりませんでしたので、そこは組み込めるかと思っておりますので、少し持ち帰らせていただきます。そして、第2回総会までに有識者委員の間で少しどういう形で盛り込むことができるだろうか検討させていただきたいと思っております。

○米倉委員　ありがとうございます。

○土井副会長　成清委員から御指摘がありましたホストの問題もそれに関係すると思っておりますので、そこは検討させていただければと思います。他はいかがでしょうか。

では、私の説明では、多分、言葉が足りない部分はあるかと思っておりますので、有識者委員の皆さま方から、いやいや、こういう話もしたのではないかってことがあるか、あると思っておりますので、補足をしていただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小西委員　じゃ、よろしいですか。

○土井副会長　じゃあ、小西委員、よろしくお願いいたします。

○小西委員　はい、ありがとうございます。ほぼ、土井委員長がかなり話されたのであまりないのですが、ただ、今までの専門委員会の議論の中でも、基本的に今日お話しいただいた議員の先生方のお話しされていた点などは、かなり問題として認識しています。特にホストクラブとか、メンズコンセプトカフェの実態とかですね、そこは、特に、玄様が来てご講演いただいたときもいろいろかなり踏み込んだお話をいただいて、その問題点であるとか、今後、そこについて考えていかなければいけないということについては、かなり共通認識として委員の先生方は持っているのではないかなと思います。

この問題というのは、現在もいろいろ展開し、新たな問題が生じるなどしている中で、この答申の中にも、今、先生方が話されていたような内容は、もう既に織り込みながら作られてきたという形で自分は認識していたのですが、ちょっと足りないところがあれば、それは今後、字句の修正というものもあろうかと思えます。ただ、基本的には同じ共通認識の下で、今後この問題については引き続き議論していくということが必要になっているし、そういうことが委員の共通認識としてもあるのではないかなと思っております。私からは以上です。

○土井副会長 はい、ありがとうございます。

他に有識者委員の方から何か補足のコメントがありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。では、杉浦委員、よろしく願いいたします。

○杉浦委員 はい、今いろんな意見いただきました中で、やはりこの当座の問題だけではなく、家庭の居場所の問題であったり、民間との協働の問題であったり、本当はもっと連携を持ってやっていかなければ抜本的な解決にならないという問題意識につきまして、皆さまからも御指摘をいただいたところですが、私たちの有識者委員の中でもそうした点に関する思いですごく強かったです。当座、この短い期間で話をしたことにはなりますけれども、これをつなげていくっていう展望をどこかに本当は持っていきたい、入れていきたいという気持ちが個人的にもすごく強くあります。ですので、その辺りをもう一度皆さんの意見を踏まえながら、何とか入れていけないかというところを検討できたらと思っております。ありがとうございます。

○土井副会長 はい、ありがとうございます。先ほど、お話しするのを忘れてしまったのですが、御指摘のありました保護者への対策といいますか支援につきましては、これは実は今回のこの答申（案）の一つの大きな目玉かなと思っております。保護者の方、本当に困っていらっしゃるので、その相談といいたいでしょうか、支援といいたいでしょうか、そこが非常に大切だなというところを、特に今回は、この答申（案）に盛り込むことができている、そこはこれまではない視点かなと思って自負をしているところでもあります。せっかくなので、その点について御議論いただきました春野委員から何かコメントあればお願いいたします。

○春野委員 はい。ありがとうございます。風間委員からも、保護者への相談窓口という記載があつてというお話がありましたが、私は子どもの親への支援を主に活動していますので、その立場からも、本当に親たちは苦しんでいるという実態がございます。これまでは、親については、あまり議論されてこなかったようですので、行政なり、こうした支援団体なりと、親も含めた連携をしていかないといけません。やっぱり親が一番子どものことは分かっている、そし

て、その上で一番困っているという実態だと思いますので、そことの連携がすごく大事なので、今回の答申に盛り込んでいただいたのはすごく良かったなと思っています。

全体としては、成清委員もおっしゃいましたが、排除じゃなくて子どもに寄り添うという姿勢、子どもにも親にもですけれども、寄り添うという姿勢で委員全体が一緒の気持ちで答申(案)をまとめることができたということがすごく良かったなと思っています。ありがとうございます。

○土井副会長 はい、ありがとうございます。大松委員から御指摘のありました SNS を積極的に活用した啓発等ですけども、これにつきましても、特に、この有識者委員会の中では金子委員を中心にいろいろ御検討いただきましたので、金子委員からもコメントあればよろしく願いいたします。

○金子委員 ありがとうございます。まず、今お話のあった SNS を活用した啓発のところなのですけれども、その内容についてなのですが、もちろんここに来ないでねというような啓発もあると思います。ただ、まさに先ほど議員委員の皆さまから御指摘のあった、例えば性産業に不当に巻き込まれてしまうとか、そういう状況に関しても、実は、若い方のお話を聞くと、自分は被害に遭っているという認識がなくて、行きたいからホストに行っているとか、そういう意識をお持ちの若い方が実はまだいます。それについては、なかなかなくなるから被害も、被害額もどんどん増えてしまうという状況があると認識をしています。

実は、そののところも SNS を活用した啓発ということで、一部カバーができるところもございまして、実は、それって、一瞬幸せに思うかもしれないけれども、本当はあなたは被害に遭っているんだよという、その意識、それに気付いていただくというような啓発というのも SNS を活用して可能なところでもあります。

ですので、今回の答申(案)に盛り込んでおります、SNS を活用した啓発の中身については、実は御指摘のあったところを組み込んでいくことも可能ではないかと思っておりますので、そのように広く実態を踏まえた啓発活動に展開できればよいのではないかと思っております。

○土井副会長 ありがとうございます。本当に、今回、いろいろ御指摘をいただきました中で、上から目線ではない、子どもの視点に立ってということも承りました。これも、今回は、私たちでは特に意識をしたところで、有識者委員の中にも、要は、同年代の大学生の大滝委員も加わっていただいております、まさに同じ世代の目線からということも特に意識をして取りまとめたところでもあります。大滝委員もせっかくですので、もし何か御指摘があれば一言お願い

できればと思います。

○大滝委員 ありがとうございます。今回、青少年の同世代として、大学生として今回の協議会に参加させていただいたんですけれども、やっぱり同じ目線に立つっていうのは一番大事なことでと認識しております。今回の答申（案）にも記載していただいているんですけれども、青少年が気軽に来ることができる相談窓口、この気軽さだったり、心理的安全性が担保されていたりという状況、米倉委員からも御指摘あったと思うんですけれども、そちらが居場所を作る上でやはり一番大事な要素だと認識しております。

私も、子ども食堂等に関わらせていただいているんですけれども、ただ悩みを話しに来るといよりは、普段の自分の生活の中で居場所に行くっていうことがあって、大人の人や、同世代の人の関わりの中でポロっと抱えている悩みを話すなどすることで、子どもたちが抱えている悩みが分かることがあります。ですので、そうしたことが分かるような相談窓口と居場所を都としても構築することができたらなと思っております。以上です。ありがとうございます。

○土井副会長 どうもありがとうございます。他にご意見ないですか、いいですか。大丈夫ですかね。

では、ないようですので、今、一応、都議会の委員の皆さま方から承った御意見に対して、有識者委員の方でこれまで答申案をまとめるに当たってどういう考え方で案を作ってきたかっていうことを少し御説明申し上げました。

今の意見を踏まえまして、さらに何かコメントとか、あるいはご意見があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、だいぶ時間が早いんですけども、本日いただきました委員の皆さまの御意見を踏まえまして、答申のとりまとめまでそんなに時間はないんですが、もう一度、今、都議会の先生方、委員の皆さまから承った意見を念頭に、有識者委員の中でもう少し議論をさせていただき、それを踏まえまして、少し文言等、修正、追加できるところは行いたいと思っております。

その具体的な文言の修正につきましては、できれば私のほうに一任をさせていただければともありがたいというふうに思います。それを踏まえまして、今後は、次に第2回青少年問題協議会総会がありますので、そこに諮りまして、そこで議決がありますから、そこで御承認をいただきましたら、それを第33期の東京都青少年問題協議会答申として小池知事に答申をしたいと思っておりますが、その段取りでよろしいでしょうか。

(異議なしとの声在り)

はい、ありがとうございます。では、その段取りでこれから進めさせていただきたいと思
います。では、最後に、事務局からの連絡があるようですので、もう一度お願いいたします。

○都民安全課長 次回、第2回総会につきましては、7月27日(木)午後3時30分から午後4時
半を予定しております。場所は、第一本庁舎北棟42階、特別会議室C・Dでございます。

事務局からの連絡は以上でございます。

○土井副会長 はい、どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして本日の拡大専門部会を閉会いたします。本日は、どうもありがとう
ございました。

○一同 ありがとうございます。